

貸し切りバスに新たな安全対策

運転手点呼 動画で保存

国土交通省は2024年4月から貸し切りバスの安全対策を強化する。事業者に対し、運転手の点呼の様子を動画で記録することや、アルコール検査の画像記録の保存などを義務づける。事故を起こした業者で点呼記録の改ざんなどさまざまな安全管理が後を絶たないことから、デジタル化で点呼の確実な実施と改ざん防止を促す。

体調確認の徹底促す

国交省は道路運送法に義務づけることだ。改正し、全ての貸し切りバス事業者を対象に、点呼をはじめ運転手の安全管理や運行記録の管理に

国交省、来春から

記録保存を義務づけているが、実施内容の記入が不十分なケースが相次いでいたほか、未実施にも関わらず「実施した」とした業者もあった。国交省担当者は「書面記録のみだと、運転手の顔色や体調のチェック、運転時に注意すべき点をどこまで実際に確認しているか分からない。動画保存の義務化で適切な点呼の実施と検証が期待できる」と話す。

4月から、既存車両は25年4月から義務化する。点呼の動画やアルコール検査の画像記録は監査の際に活用。保存を怠るなど違反が確認できた場合は、一定期間の車両の使用停止処分などの行政処分を視野に入れる。省令改正に動いた背景には重大なバス事故が後を絶たないことがある。バスの安全対策では、16年1月に長野県軽井沢町で乗員・乗客15人が死亡したスキーバス事故後、国交省は事業者への監視強化や安全設備の導入を促進したほか、事業許可について5年に1度の更新制を導入。事故件数や法令違反率も減少し、一定の効果は出ていた。

だが22年10月には静岡県小山町の県道で観光バスが横転し、乗客1人が死亡、28人が重軽傷を負った。関東運輸局による事故後のバス事業者への監査では、点呼の未実施や記録の改ざんなど計14の法令違反が明らかになった。同省は安全管理が十分でない事業者がいることを重く見て、運行記録のデジタル化で安全対策の徹底を業界に促す。交通政策に詳しい名古屋大の加藤博和教授は「点呼動画の保存は監視

されるのではと事業者のなかには抵抗感があるかもしれないが、適切な点呼の実施は安全対策の第一歩。国は安全性向上につながる活用方法を事業者に丁寧な提示し、説明することが必要だ」と話している。

(駒木梓)

貸し切りバスの新たな安全対策の概要

点呼の様子を動画に記録し3か月間保存
走行距離や速度などはデジタル式の運行記録計で記録
アルコール検知器は実施時の画像を保存する機能が付いたものに限定
運賃・手数料などを記した書類や運行指示書などの保存期間を従来の1年間から3年に拡大
ネット上で公表する事業者の安全対策の対象に運転者への実技指導を追加

(注)一部を除いて2024年4月から施行

柱の一つが運転手の点呼の実施状況を動画で撮影し、3か月間の保存を義務づけることだ。点呼は運行前後などに、運行管理者らが運転手の健康状態や当日の運行ルートの状況など、適切な運転に必要な情報を確認する作業。安全運行の基礎となり、道路運送法に基づく規則で実施が義務づけられている。現行では書面などでの

点呼以外でも記録のデジタル化を進め、アルコール検査では画像保存機能付きの検査機器の導入を義務づける。速度や走行時間などを記録する運行記録計もデジタル式に限定し、新規に導入する車両では24年